

「証券モニタリングに関する基本指針」改正のポイント

オンオフ一体のモニタリングの実施を踏まえた改正

基本的な考え方・全体像

- オンオフ一体のモニタリングの実施を踏まえ、「証券検査に関する基本指針」の名称を「証券モニタリングに関する基本指針」に変更
- 検査官の心構えとして、フォワードルッキングな観点から、証券モニタリング対象先の業務等の正確な実態を把握し、問題点を把握したときは、その根本原因(企業文化、経営方針、ガバナンス等の実態の把握)の究明に努めることを明確化
- 従来型のオンサイトによる検査により、法令遵守態勢等に重点をおいた検証から、証券モニタリングを巡る環境の変化を踏まえ、以下の取組みを実施
 - 3つの防衛線の考え方に基づいたビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目した金商業者ごとのリスクアセスメント
 - リスクアセスメントの結果等を踏まえたリスク・ベースでのオンサイト・モニタリング先の選定
- オンサイト・モニタリングの結果を踏まえ、オフサイト・モニタリングへの反映や金商業者等へ証券モニタリング結果のフィードバック等を行うことでPDCAサイクルを有効に機能させる

等

モニタリングの手法等

- 証券モニタリングの手法や情報の共有化、オンサイト・モニタリング対象先の選定やオンサイト・モニタリングの結果の処理等について、証券監視委による、財務局等の支援、一体的な証券モニタリングの実施・自主規制機関等との連携の強化
- より一層深度あるモニタリングを行う観点から、全ての金商業者等についての有益情報を、証券監視委ウェブサイト上で恒常的に収集する(オンサイト・モニタリング先の公表は廃止)
- 臨店検査期間中は、オンサイト・モニタリング対象先との双方向の対話を重視し、オンサイト・モニタリング対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める
- ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点から課題と考えられる事項の把握及びモニタリング対象先との認識共有のためのツールとして「モニタリング確認票」の新設
 - ⇒ 認識共有ができたものに限り作成、記載内容は検査終了通知書にも反映
- 意見申出者(検査対象先)に対する審理結果を、検査終了通知書に添付

等